

いいね！いぬやま総合戦略推進会議設置要綱

（設置）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、犬山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、専門的見地から意見を聴くとともに、幅広い意見を反映させるため、いいね！いぬやま総合戦略推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項について市長の求めに応じて、意見を述べるものとする。

- (1) 犬山市人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

（組織）

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該委嘱した日の属する年度末までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第5条 会議に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会議を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ委員長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画財政部秘書企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。